

施設使用料

(単位 円)

区分		時間	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
アリーナ(可動椅子を使用するとき。)	入場料を徴収しない場合	平日	7,700	9,900	13,200	16,500	22,000	30,800
		土・日 休日	8,800	11,000	16,500	19,800	26,400	34,100
	入場料を徴収する場合	平日	14,300	18,700	26,400	31,900	44,000	56,100
		土・日 休日	16,500	23,100	30,800	38,500	52,800	68,200
区分		1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合			2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合			
		(1) 体育スポーツに使用する 場合	(2) その他の催物に使用する 場合	(1) 体育スポーツに使用する 場合	(2) その他の催物に使用する 場合			
アリーナ(可動椅子を使用しないとき。)	1時間 当たり	全面	330	1,100	2,200	3,300		
		半面	160	550	1,100	1,650		
多目的室	1時間当たり	770			1,100			
種別		時間	午前	午後	夜間	午前 午後	午後 夜間	全日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	
ロビー			1,210	1,650	1,760	2,750	3,300	4,510
リハーサル室			600	820	880	1,370	1,650	2,250
控室			600	820	880	1,370	1,650	2,250

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 使用時間には、準備及び後片付けに要する時間も含むものとする。

- 3 舞台練習(アクアホールを使用して催物等を行う場合に限る。)のため、舞台面(ステージ)のみを使用する場合の使用料は、この表に掲げる使用料の額に 100 分の 30 を乗じて得た額とする。
- 4 許可を受けて使用時間を延長しようとするときは、1 時間以内に限るものとし、その使用料は次に掲げるものとする。ただし、30 分未満の使用時間の延長については、使用料は、徴収しないものとする。
- (1) 正午から午後1時までの場合
午前9時から正午までの使用料の額に 100 分の 20 を乗じた額
- (2) 午後5時から午後6時までの場合
午後1時から午後5時までの使用料の額に 100 分の 20 を乗じた額
- (3) 午後 10 時から午後 11 時までの場合
午後6時から午後 10 時までの使用料の額に 100 分の 20 を乗じた額
- 5 舞台準備、舞台練習のため、開館時間外において舞台面のみを使用する場合は、1 時間(1 時間未満は1 時間とみなす。)ごとに 1,050 円の使用料を徴収する。
- 6 アクアホールを使用する場合において、入場料を徴収しないが入場料に相当する金員を徴収したと認められるとき(会費を徴収する場合、会員制度により会員を招待する場合、商品等の売上高により招待券を発行する場合その他これらに準ずる場合)は、入場料を徴収するものとみなして、使用料を徴収する。
- 7 冷房装置又は暖房装置を使用する場合の使用料には、次に定める冷房料又は暖房料を加算する。

(単位 円)

	使用区分	使用料
アリーナ	基本額	3,520
	加算額(1時間につき)	3,190
控室	1時間につき	460
リハーサル室	1時間につき	460
ロビー	1時間につき	580
多目的室	1時間につき	580

設備等使用料

(単位 円)

設備等の名称		単位	使用料	備考
音響器具	音楽プレーヤー	1式	690	
	ワイヤレスマイク	1本	810	
	ダイナミックマイク	1本	350	
	拡声装置	1式	1,760	
照明器具	水平ライトC	1回路	690	
	水平ライトL	1回路	580	
	ポーターライト	1列	920	
	サスペンションライト	1列	1,210	
	シーリングスポットライト	1kW	1,210	
	スポットライト2kw	1台	880	
ピアノ	1台	6,930	ヤマハC6Aグランドピアノ	
照明持込器具	1kW 1時間ごとに	110		
多目的室音響機器	1台	550		
プロジェクター(アリーナ)	1台	5,500		